

放送法 解釈変更

安倍政権の意向

放送法の解釈を巡る2014年5月当時の放送監査部と総務省のやりとりを記した「内部文書」—総務省側が「NHKの人事にまで介入するなど『報道の自由』を侵害する行政が横行。今回の内部文書は疑惑の発端になったが、民放の個別の番組にまで介入する仕組みがいつの間にできました。(役職はいずれも正職)

磯崎氏「けしからん番組取り締め」

西原の文書は14年11月 相馬氏は「総務省の一年以上」及び「秘書室のやりとり」 放送法の「政治的公平」について、実が放送法の「政治的公平」 平」について総務省が説明を求め、高市早苗総務相が15年5月12日「国営 14年11月28日、高市が「かけじま」と呼ぶたで放送法の解釈を かけじま」と。 14年1月28日、「政治的公平」について、選舉期間中又はそれに近接する期間において、特定の候補者や候補予定者ののみを殊更に取り上げて放送した場合のように、選舉の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

一つの番組のみでも、選舉期間中 又はそれに近接する期間において、候補者や候補予定者ののみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のように、選舉の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

一つの番組のみでも、国論を二分するような政治的課題について、放送事業者が一方の政治的見解を取り上げず、殊更に他の政治的見解のみを取り上げてそれを支持する内容を取り上げてそれを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組構成が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

一つの番組でも明らかなように、選舉期間中又はそれに近接する期間において、候補者や候補予定者ののみを殊更に取り上げて放送した場合のように、選舉の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

政治的に公平であることを確保しているとは認められない。

磯崎氏の答弁案
(15年1月13日)

一つの番組のみでも、次のような極端な場合においては、「政治的公平」を欠き、放送番組準則に抵触することとなる。

・選舉期間中又はそれに近接する期間において、特定の候補者や候補予定者ののみを殊更に取り上げて放送した場合のように、選舉の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

・国論を二分するような政治的課題について、ある番組の中で、一方の政治的見解を取り上げず、他の政治的見解のみを取り上げて執拗(しつよう)に繰り返した場合のように、当該放送事業者の番組構成が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

15年3月6日、山田氏 「政治的公平」の解釈 を変更する箭井につけて、最終的な判断を下したのが安堵顔だす。

山田氏は「総務省や三田川が安堵顔で説明する場が持たれました。山田氏は「総務省は「総務省の例の親切が通じる」などと懇意を示したものとの、安堵氏は「懇切な例をダメだと直ぐのは良くなのではないか」と述べました。

これに対し山田氏が 「一度説得をすれば個々の事例の『あてはめ』が分かり、実際に報道機関の関係にも影響が及ぶ」と危機を表明。安堵氏は「有利不利ではない」「全部が全部は違わないが、正

く総務省会議は総務大臣 答弁の文面は磯崎氏がから答弁してもらひたまつた。」

これに対し山田氏が 「一度説得をすれば個々の事例の『あてはめ』が分かり、実際に報道機関の関係にも影響が及ぶ」と危機を表明。安堵氏は「有利不利ではない」「全部が全部は違わないが、正

に『導かれたもののかな』と回答。この間の山田氏は「もう一度の質問が出ていたときに『おもての質問』と(総務省の)裏に沿って答えたものを持って来てほしい」といっており、報道者からも「なぜか」とかで「なぜか」とも何度も尋ねられていた。山田氏は「おもての質問が『政治的公平』の判断について、高市が文書で述べてきを刺しましたが、これが初めて「『この規約の範囲をもって』政治的公平を欠き、放送法に抵觸する」という用いられた用語を指すと確認です。磯崎氏は「わざわざ高市が「政治的公平」の解釈を変更する箭井につけて、そのうち元後の5月12日、安堵氏が「カーラインを出した結果通り、春日院総務審議会で高市氏が箭井の内閣を沿って、「『政治的公平』についての番組のまでも、総務省がこれまでの総務省をしては、一般論では『政治的に公平である』として政治的に公平であるといふと確信してくると、は認めておらず」と述べました。

箭井の文面は磯崎氏がほと同じ(因)。質問した後だつた。磯崎氏が作成した「政治的公平」の判断は、「政治的公平」の原則によっては「一つの番組が、選舉の自由を侵害する結果は現在も続いていることです。高市氏の答弁は15年に政府統一見解として示された、表現の自由を侵害する解釈が、現在も続いていることです。高市氏の答弁と10年の政府統一見解の摘要が急務です。磯崎氏なら國務官の証人喚問を行ふ、廊腰の圧力で放送行政がめがめられた疑惑を明確にする」ことときた從来の取